空き家バンク登録物件・

空き家利用希望者を



市では、市内にある空き家の利活用を推進するため、空き家バンク登録物件と空き家利用希望者を募集しています。

空き家バンク制度は、空き家情報を市のホームページに掲載することで、空き家所有者と 利用希望者を円滑につなげています。また、空き家改修などにかかる経費について補助金を 交付しておりますので、ぜひご活用ください。

◆空き家を貸したい・売却したい(空き家バンクに登録)

空き家登録(内容変更)申込書を提出してください。

◆空き家を探している(利用したい)

空き家利用希望者登録(内容変更)申込書を提出してください。

- ※空き家登録申込書、空き家の利用にかかる申込書は、市ホームページに掲載してあります。
- ※市はあくまでも紹介のみとなり、契約・交渉等の仲介行為は行いません。賃貸、売買におけるトラブルを避けるためにも宅地建物取引業者に仲介してもらうことをお勧めします(成約の際には、仲介手数料が必要となります)。

空き家改修のサポートがあります!

①空き家等活用改修補助金

市内に新たに居住される人や市内に空き家を所有している人で、一定の条件を満たす人を対象に空き家を改修する費用の一部を補助します。



補助対象者

借 り 主:市外から転入が見込まれる人や、転入して1年以内の人で空き家等を購入または 賃借して、原則3年以上居住することが見込まれる人

大 家:市内に空き家を所有しており、空き家バンクに原則3年以上登録することが見込 まれる人

市外から転入が見込まれる人や、転入して1年以内の人に空き家を売却または賃貸する人

補助対象経費:空き家の改修にかかる経費(外装・内装・設備工事)

※エアコン等の備品購入にかかる経費は、補助対象経費となりません。

補 助 額:補助対象経費の3分の1(最大30万円)

②空き家家財道具等処分費補助金

空き家バンクに登録するために家財道具等を処分する費用の一部を補助します。

補助対象者:空き家の所有者で、原則3年を超える期間、当該空き家を空き家バンクに登録することが見込まれる人

補助対象経費: 空き家に残存する家財道具等の処分経費及び搬出経費

補 助 額:補助対象経費の2分の1 (最大10万円)

【問い合わせ先】

市長公室 政策推進課 ☎67-1844